ケアハウスすいこう特定施設入居者生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条 社会福祉法人北海道光生舎が開設するケアハウスすいこう特定施設入居者生活介護(以下「事業所」という。)が実施する特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所が要介護状態または要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させると共に特定施設入居者生活介護及び介護予防特定入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条 事業所は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画書（以下「サービス計画書」という。）に基づき、利用者が当該施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練及び療養上の世話を行う。

２　特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

３　安定的かつ継続的な事業運営に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第３条 生活介護事業を行う特定施設入居者生活介護事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１） 名　称　ケアハウスすいこう特定施設入居者生活介護事業所

（２） 所在地　赤平市百戸町西１丁目３番地

（職員の職種、員数及び業務内容）

第４条 特定施設入居者生活介護事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。(介護予防特定施設入居者生活介護の業務を兼ねる)

職　　種	員　数	職　　務　　内　　容
管　　理　　者	１	管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。(常勤、兼務)
計画作成担当者	１名以上	計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、サービス計画を作成する。(常勤、兼務)
介　護　職　員	12名以上	介護職員は、心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に質するように、適切な介護を行う。(常勤、専従、兼務)
看　護　職　員	２名以上	看護職員は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置を行う。(常勤、専従)

生 活 相 談 員	1	生活相談員は､利用者又はその家族から相談に応じるとともに、必要な助言その他の助言を行う。(常勤、専従)
機能訓練指導員	1	機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。(常勤、兼務)

2　前項の従業者は､いずれも介護予防特定施設入居者生活介護の従業者を兼ねるものとする。

(入居定員及び居室数)

第５条 入居者定員は 70 名とし、居室数は 70 室とする。

2　前項のうち特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の対象となる定員を 42 名とし、居室数を 42 室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第６条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証の割合に準ずる額とする。

(1)食事の介護

(2)入浴、排泄、オムツ交換、着替え等の介護

(3)機能訓練

(4)健康管理

2　その他、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

3　前各号の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるものとする。

(入居者が一時介護室に移る場合の条件)

第７条　入居者は、次のような場合に一時介護室を利用し、事業の提供を受けることができるものとする。

(1) 主治医又は、協力病院等が医学的な判断により、一時介護室の利用が必要であると判断した場合。

(2) その他入居者の心身の状況により管理者が一時介護室の利用が必要だと判断した場合

(施設利用にあたっての留意事項)

第８条　利用者が施設を利用する場合、重要事項説明書により同意を行うが、留意事項は次のとおりとする。

(1)サービス計画の内容について分からない場合は、申し出ること。

(2)体調に異変がある場合には、健康状態を申し出ること。

(3)喫煙、飲酒については、定められた場所や時間を厳守すること。

(4)入浴の使用は、定められた時間内とし、酒気帯びや不調での入浴は慎むこと。

（緊急時等における対応方法）

第９条　特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者の容態が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に又は協力医療機関に連絡を取るなどの措置を講じるとともに、経過を記録し、管理者、関係機関に事故の内容や対応などの経過報告をしなければならない。

(衛生管理)

第１０条　事業所は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染症又は食中毒予防及びまん延の防止の為の対策を検討する感染予防委員会(テレビ電話装置などを活用して行う事が出来る)を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

(2)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

(3)職員に対し感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施するものとする。

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、非常災害時に適切に対応するため、防火管理者を定め、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

（1）消火、通報及び避難の訓練（年２回）

（2）消防設備、施設などの点検及び整備

（3）従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督

（4）その他防火管理上必要な業務

（5）地域住民の参加が得られるような連携と体制づくり

（個人情報の保護）

第１２条　事業所は、その業務上知り得た入居者等の個人情報については、個人情報の保護に対する法律等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密の保持する旨を、職員との雇用契約内容とする。

４　事業所は、他の老人福祉サービス事業所に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（地域との連携）

第１３条 事業所は、本事業の実施にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととする。

２　事業所は、その運営にあたっては、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相

談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないこととする。

（苦情処理）

第１４条 事業所は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて必要な調査を実施のうえ改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第１５条 事業所は、ご入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5)成年後見制度の利用を支援する。

(6)サービス提供中に、当施設職員又は養護者(ご入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに、これを各市町村に通報します。

(7)職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(身体拘束に関する事項)

第１６条　事業所は、サービスの提供にあたって基本的に身体拘束を廃止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じなければならない。但し、利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急時によるやむを得ない場合を除き、身体拘束等の行動を制限する行為を行わないものとする。

(1) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図る。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備。

(4) 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画）

第１７条 事業所は、非常災害や感染症の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継

続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、職員に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１８条　事業所は、介護従事者等の質的向上を図るための研究の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

2　事業所は、この事業を行うため、サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。

3　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人北海道光生舎と特定施設入居者生活介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１．この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
２．この規程を、平成２０年７月１日に改正する。
３．この規程を、平成２０年11月１日に改正する。
４．この規程を、平成２１年４月１日に改正する。
５．この規程を、平成２２年４月１日に改正する。
６．この規程を、平成２７年１２月１日に改定する。
７．この規程を、平成３０年４月１日に改定する。
８．この規程を、平成３１年４月１日に改定する。
９．この規程を、令和元年１０月１日に改定する。
１０．この規程を、令和３年４月１日に改定する。
１１．この規程を、令和３年５月１日に改定する。
１２．この規程を、令和６年４月１日に改定する。

特定施設入居者生活介護　重要事項説明書

令和８年８月１日

１．事業者の概要

名　称・法　人　種　別	社会福祉法人　北海道光生舎
代　表　者　名	理　事　長　　髙江智和理
法人本部所在地・連絡先	住　所　　赤平市錦町２丁目６番地 電　話　　０１２５－３２－３２２１ ＦＡＸ　　０１２５－３２－５１７６

２．事業所

事　業　所　の　名　称	ケアハウスすいこう特定入居者生活介護事業所
管　理　者　の　氏　名	江口　裕　（ケアハウスすいこう所長）
所　在　地　・　連　絡　先	住　所　　赤平市百戸町西１丁目３番地 電　話　　０１２５－３４－２７３５ ＦＡＸ　　０１２５－３４－２３１０

３．事業の目的及び運営方針

（1）事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある入居者に対して、適切な特定施設入居者生活介護又は、介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（2）運営方針

①　要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

②特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健施設、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（3）その他

事　　項	内　　容
特定施設サービス計画の作成及び事後評価	計画作成担当者が、利用者の直面している課題などを評価し、入居者の希望を踏まえて、特定施設サービス計画又は、介護予防特定サービス計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を書面（サービス計画書）に記載して入居者に説明の上交付します。
従　業　員　研　修	施設内研修を始め施設外研修に各職員年１回以上参加いたします。
地　域　と　の　連　携	社会福祉施設や近隣住民との交流を深めてまいります。

４．施設の概要

（1） 構造等

敷 地 面 積		４，３７０．６７ ㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り ５階建て
	延 べ 面 積	４，４４５．８８ ㎡
	入 居 者 定 員	７０名（事業対象者４０名）

（2） 主の設備

設 備	室数	面 積	備 考
食 堂	1	１７１．９２㎡	
一時介護室	1	１２．２５㎡	介護用ベッド設置
機能訓練室	1	１２．００㎡	談話室と兼用
浴 室	4	６４．５０㎡ ４５．５７㎡	大浴室・中浴室・小浴室 介護浴室
居 室	７０	２５．１５㎡	介護専用居室４１室

５．施設職員体制

従業員の職種	人数（人）	区分				常勤換算後の人数（人）	職 務 の 内 容
		常勤（人）		非常勤（人）			
		専従	兼任	専従	兼任		
管 理 者	1		1			1	特定施設入居者生活介護所従事者の管理及び業務管理を一元的に行う
生活相談員	1	1				1	利用者の生活相談・援助・入退所・各事業の企画立案・実施に関することを行う。
計画担当者	1名以上		2			1	サービス計画を作成する。
看護職員	2名以上	1	1			2	利用者の健康管理、看護、保健衛生を行う
機能訓練指導員	1		1			0.2	利用者の機能回復訓練、機能維持に必要な訓練指導を行う。
介護職員	12名以上	12 名以上				12名以上	日常生活の介護、相談及び援助を行う。
栄養士	1		1			1	利用者の健康、栄養管理を行う。

6．職員の勤務体制

従業者の職種	勤　務　体　制
管　理　者	正規の勤務時間帯　日勤　（８：００～１７：００）
生活相談員	正規の勤務時間帯　日勤　（８：００～１７：００）
計画作成担当者	正規の勤務時間帯　日勤　（８：００～１７：００）
看護職員	正規の勤務時間帯　日勤　（８：００～１７：００） ＊基本的に、平日勤務
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯　日勤　（８：００～１７：００）
介護職員	正規の勤務時間帯　日勤　（８：００～１７：００） 早番　（７：００～１６：００） 遅番　（９：００～１８：００） 夜勤①（１６：００～９：００） 夜勤②（１７：００～１０：００） ＊介護体制に応じ、勤務時間変更の場合あり。

7．特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容と費用

（1）介護保険サービス

ア、サービス内容

種　類	内　容
食　事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立においても適切な援助を行います。
入　浴	利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立においても適切な援助を行います。
排　泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立においても適切な援助を行います。
離　床 着替え 整　容	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行えるよう援助します。
機能訓練	看護職員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ＜施設の保有する器具＞ 車椅子20台、歩行器4台、シルバーカー５台、エアロバイク１基 エクササイズ用品１基、平行棒１基、ウォーカー１台、 マッサージ機１基
健康管理	看護職員が中心となり、介護員・ケアマネ・栄養士等他職種と連携し、利用者に対して適切な対応、処置を講じます。 外部の医療機関に通院する場合は、ご本人の状況に応じて付き添い、医師との連携を図ります。
レクリエーション	利用者が楽しめるレクリエーションや施設行事を企画運営します。 当施設では、次のような娯楽用品を整えています。 ミニボーリング、輪投げ、スロットボール、玉入れ、麻雀、オセロ、 お手玉、カルタ、花札、トランプ、編み物等
相談援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

イ、介護給付対象サービス費

原則として、料金表の利用料金の１割が入居者負担の負担額となります。利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行いたします。

介護保険適用の場合でも保険料の滞納により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は介護保険給付費の全額をお支払いください。

介護保険料金表

①介護度別の自己負担額～別途料金表をご確認ください。

②その他に加算される介護保険の自己負担額

サービス提供体制強化加算	１日 22 円
介護職員処遇改善加算	＊入居者の介護度に応じて異なります。
夜間看護体制加算	１日９円 ＊要介護 1～5 の認定を受けている方のみの負担です。
協力医療機関連携加算	１月 100 円
退居時情報提供加算	１回限り 250 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	１月５円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	１月 10 円

【サービス提供体制強化加算について】

利用者が重度化してもサービスを提供し続ける手厚い介護体制確保の為の加算であり、介護福祉士の割合が一定以上確保されている場合に適用となる加算です。

【介護職員処遇改善加算について】

介護職員の処遇改善の為の施策の要件を一定以上満たした場合に適用となる加算です。

【夜間看護体制加算について】

要介護 1～5 の認定を受けている方のみが対象となる加算です。

【協力医療機関連携加算】

協力医療機関と入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する事において適用となる加算です。

【退居時情報提供加算】

医療機関への退居後、利用者の同意を得て心身の状況、生活歴等を示す情報を提供について１回限り適用となる加算です。

【高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）】

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、感染者が発生した場合の感染制御等係る実施指導を受けた場合に適用となる加算です。

【生産性向上推進加算（Ⅱ）】

介護現場で ICT・介護機器などを活用して、利用者の安全・サービスの質を確保しながら、職員の負担軽減や業務効率化を進める事業者が算定できる加算です。

～重度化対応への指針～

利用者の心身の状況が重度化した場合や急な体調の変化や緊急時でも、ご本人・ご家族が安心して施設での生活が送れるように、夜間や日祝等の看護師が不在の際も、看護師との連絡体制を整備し、下記の通り対応致します。

①看護師・介護員・ケアマネ・栄養士・相談員それぞれの職種が連携して、入居者の様々な体調変化や、受診結果等の情報の共有を図ります。

②看護師と 24 時間の連絡体制を確保し、利用者の体調変化、緊急時、投薬等についての指示に基づき適切な対応を行います。

③入院時の費用について

入院期間が一ヵ月以上超えた場合は、管理費は半額となります。

食事も欠食扱いとなり返還されます。

（2）介護保険給付対象外サービス

ア、月額利用料

事　務　費	１０，０００円～３２，９００円 対象収入による階層区分で決定します。	国の基準等の変更や経済情勢等の環境変化により随時改定いたします。
生　活　費	４９，３６４円	
管　理　費	２７，０００円	
暖　房　費	８，２５０円／月 （１０月から４月の期間）	
電気料金	基本料金は施設で負担。各居室のメータ検針により個人負担。	
水道料金	基本料金（税込み）月額２，０００円を個人負担。	
電話料金	個人設置となりますので、電話会社との契約により負担。	

イ、利用料金の金額を負担していただきます。

種　　類	内　　容	利　用　料　等
レクリエーション 行　　事	旅行など自己負担費用の設定がある場合。（参加・不参加については本人の意思）	要した費用の実費を一部負担。（自己負担分）
日用品の購入代行	日常生活品の購入がご自身では困難の方は、購入の代行を利用できます。	購入代金の実費負担。
理　　容	理美容院への送迎をご利用できます。	指定された料金を負担
行政手続の代行	入居者が困難な場合は、手続きの代行をご利用できます。	要した費用の実費を負担
洗濯委託代	ご自分で洗濯が困難な場合は、同意の上で洗濯の委託ができます。	要した費用の実費を一部負担。（自己負担分）
赤平市立受診料 赤平薬局投薬料	支払が困難な方については、引き落としが可能です。	要した費用の実費を一部負担。（自己負担分）

８．　利用料等のお支払い方法

７の（1）イ　介護保険給付対象サービス費及び、７の（3）ア　介護保険給付費対象外サービス費については、前月分を当月の５日までに請求通知し、２０日にゆうちょ銀行より自動引き落としさせて頂きます。(＊入金確認後に領収書を発行します。引き落としされない場合はご連絡いたします)

・入居時にゆうちょ銀行で自動引き落とし手続きをしていただきます。

・金融機関名　ゆうちょ銀行　　口座番号　０２７３０－０－５７０４６

９．　サービス内容に関するお問い合わせ、苦情相談について

（1）　当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

・解決責任者　：施設長

・窓口担当者　：生活相談員（０１２５－３４－２７３５）

・受付時間　　：毎週月曜日～金曜日　８時30分～17時00分（祝祭日を除く）

⑵ その他の苦情受付機関

〇赤平市役所介護健康推進課

・所　在　地　：　赤平市泉町４丁目１番地

・電話番号　　：　０１２５－３２－２２１７

・受付時間　　：　毎週月曜日～金曜日　８時00分～17時00分（祝祭日を除く）

〇北海道国民健康保険団体連合会

・所　在　地　：　札幌市中央区南２条西14丁目

・電話番号　　：　０１１－２３１－５１６１

・受付時間　　：　毎週月曜日～金曜日　８時45分～17

１０．非常災害時の対策

（1）　緊急時の対応としては、入居者の安全と緊急連絡体制を徹底するため、連絡網を設けて対応し、また、消防署、警察署、医療機関との連携を図りながら実施します。

<table>
<tr><td>非常時の対応</td><td colspan="4">別途定める消防計画書により対応を行います。</td></tr>
<tr><td>避難訓練及び防火設備</td><td colspan="4">・別途定める消防計画書に基づき、火災避難訓練（年２回、日中・夜間）、地震災害避難訓練（年１回）の合計３回の避難訓練を職員が企画し、入居者に参加して頂きます。
・年１回防火設備についての点検を実施します。</td></tr>
<tr><td>避難の対応</td><td colspan="4">別途定める消防計画書により対応を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">警報装置
避難設備
消火設備</td><td>設備名称</td><td>個数等</td><td>設備名称</td><td>個数等</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー</td><td>有</td><td>防火扉</td><td>有</td></tr>
<tr><td>避難階段</td><td>有</td><td>火災報知器</td><td>有</td></tr>
<tr><td>避難すべり台</td><td>有</td><td>防炎垂壁降下装置</td><td>有</td></tr>
<tr><td>誘導等</td><td>有</td><td>消火器・消火栓</td><td>有</td></tr>
<tr><td>自動火災報知器</td><td>有</td><td>放送設備</td><td>有</td></tr>
<tr><td>非常用発電機</td><td>有</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">防火管理等</td><td colspan="4">消防計画書　～　平成３１年４月１日　変更作成</td></tr>
<tr><td colspan="4">防火管理者　～　江口　裕</td></tr>
</table>

１１．緊急時における対応方法

（1）　利用者の体調不良や事故発生に当たっては、看護師との 24 時間の連絡体制確保により、看護師と介護員が連携した対応を行います。

主治医とご家族（身元引受人など）に連絡を行い、主治医の指示に従うとともに、経過を記録し、ご家族や関係機関などに対応方法や事故の内容等の経過報告を速やかに行います。また、特変による体調不良等、早急な処置が必要な場合は、生命維持を優先させるため救急車等を要請しての病院への搬送を行います。

１２．衛生管理等

（1）　施設内で使用する設備、備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

（2）　研修や施設内研修、必要な施設管理等を通して、食中毒及び感染症のまん延予防に努めます。又、必要に応じ保健所の助言、指導を求めると共に、密接な連携を図ります。

１３．一時介護室に移る場合の条件および手続きについて

（1）　利用者の心身の状況により、一時介護室において介護する事が必要であると管理者が判断した場合、利用者及びご家族に利用に当たっての理由や対応を説明し、同意を得た上で、一時的に移動し介護させて頂く場合があります。

１４．虐待の防止について

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

（1）　委員会の設置、研修等を通じて、職員の入居者に対する人権意識の向上や知識の向上に努めます。

（2）　成年後見制度の利用を支援します。

（3）　サービス提供中に、当施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかにこれを各市町村に通報します。

（4）　職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１５．協力医療機関

（1）医療機関　あかびら市立病院
赤平市本町３丁目２番地　℡　0125－32－3211
診療科（内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、循環器内科）
入院設備（有り）

（2）歯　　科　医療法人社団　はぎわら歯科クリニック
芦別市北７条西２－８　℡　0124－22－5858
診療科（歯科）
入院設備（無し）

１６．施設利用に当たっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合は、弁償していただく場合がございます。
喫　　煙	居室内は禁煙となります。指定の喫煙場所をご利用ください。
所持金品の管理	所持金、貴重品などは、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	専用居室以外での一切の宗教活動・政治活動並びに参加強要はご遠慮ください
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
裸火の取り扱い	仏壇・仏具等でのローソク、線香はご遠慮ください。また、使用に当っては代替器具をご利用ください。
物品の販売	施設内、施設敷地での物品販売は禁止します。

１７．個人情報保護への取り組み

当施設においては、個人情報保護に関する法令、その他の関係法令及び厚生労働省のガイドライン、法人が定める「個人情報に対する基本方針・プライバシーポリシー」を厳守し、入居者の秘密保持に努めます。

１８．外部第三者評価の実施有無について

当施設は外部における第三者評価の実施は行っておりませんが、内部において自己評価を定期的に行い、質の向上に努めます。

１９．施設入居・利用契約

施設の運営については、利用者と事業所との間で結ばれた入居契約、運営規定等に従います。

重 要 事 項 説 明 同 意 書

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事 業 者　　住　　所　　赤平市百戸町西１丁目３番地
事業所名　　ケアハウスすいこう　特定施設入居者生活介護事業所
事業番号　　０１７７２００１２８
代表者氏名　管理者　　江口　　裕　　印

説 明 者　　氏　　名　　生活相談員　　岡　田　寿　美　　印

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

利 用 者　　住　　所

氏　　名　　印
代筆の場合の代筆者・氏　　名　　続柄

身元保証人　　住　　所

氏　　名　　印